

## 県内事業者のデジタル技術活用実態調査業務

## 業務委託仕様書

## 1 業務の名称

県内事業者のデジタル技術活用実態調査業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

## 3 調査目的

県内中小企業のデジタル技術の活用状況を把握するとともに、活用促進に向けた課題等を分析し、今後の取組内容の見直し等を検討するためのアンケート調査を実施する。

## 4 調査対象

秋田県内に本社（本所）がある企業（法人・個人経営）及び単独事業所企業約32,000社のうち、無作為抽出する約1,600社

## 5 委託業務の内容

## (1) アンケート調査

## ア. アンケート調査票の発送、回答収集

- ・ 県内約32,000社の事業者のうち、地域や業種の偏りについて補正した上で約1,600社を無作為抽出し、アンケート対象者リストを作成すること。
- ・ アンケート調査票は、素案を基に県と協議の上、決定すること。
- ・ 発送するアンケート調査依頼書（A4紙1ページ・片面印刷・白黒）、アンケート調査票（A4紙6ページ程度・両面印刷・白黒・ホチキス留め）、県事業PRチラシ（A4紙2ページ・両面印刷・カラー）を印刷し、印刷ミス等がないか確認すること。
- ・ 発送用及び返送用封筒の記載事項は、県からの調査依頼であることがわかるようにすることとし、県と協議の上決定すること。
- ・ アンケート調査依頼書、アンケート調査票及び県事業PRチラシをアンケート対象者に発送すること。なお、宛名ラベルや郵送料等、発送及び返送に係る一切の物品・費用は受託者が用意すること。
- ・ アンケートの回答方法は、郵送又はオンラインによる回答とすること。
- ・ 郵送による回答の返送先は、受託者又は受託者が用意する窓口とすること。
- ・ 回答期限は、県と協議の上、決定すること。
- ・ サンプル数は380社以上とし、回答期限を過ぎても必要サンプル数に満たない場合は、対象企業に回答の催促を行い、380社以上の回答を得ること。

## イ. 調査結果の集計

- ・ 調査票に記入間違いがないか点検した上で、調査結果を集計すること。なお、各項目が空欄になっている場合や回答の誤りが認められる場合は、必要に応じて電話やメール等でアンケート回答者に確認を行うこと。
- ・ 回収の状況を地域、売上高、従業員数、業種別に一覧表にまとめ、構成比を算出すること。
- ・ 各項目の実数と割合について、全体、地域、売上高、従業員数、業種、代表者年代別に集計表を作成すること（全項目）。
- ・ 各項目の全体数について、特性を把握できるようにグラフ化すること（全項目）。
- ・ 集計に用いる属性情報（地域、年商、従業員数、業種、代表者年代）について提案の上、集計を行うこと。

#### ウ. ヒアリング調査の提言

- ・アンケート調査の集計結果を踏まえ、アンケート結果集計後に県が実施するヒアリング調査における調査項目の検討や対象企業の選定の参考になる提言を行うこと。

#### (2) 報告書等の作成

- ・アンケート調査の結果を踏まえた報告書を作成すること。なお、報告書は、県から提供する前回調査時の調査報告書を参考に、県と協議の上、作成すること。
- ・報告書には、県が実施するヒアリング調査の結果を反映させること。

#### (3) その他

- ・アンケート調査票の設問項目について提案を行うこと。
- ・アンケート調査票の回収率を高めるための提案を行うこと。
- ・調査結果の分析方法に関して提案の上、分析を行うこと。

### 6 実施スケジュール（予定）

- 6月～ アンケート調査送付先決定、アンケート項目決定
- 7月～ アンケート送付
- 8月～ アンケート集計
- 9月～ ヒアリング調査（県が実施）
- 10月～ 報告書作成

### 7 県からの提供物

業務実施のため、次の資料を県から提供します。

- ・アンケート調査依頼書（pdf 形式）
- ・アンケート調査票（素案）（xlsx 形式）
- ・県事業PRチラシ
- ・令和4年度県内事業者のデジタル技術実態調査報告書（pdf 形式）
- ・その他受託者と県が協議により決定したもの

### 8 成果物

名称	データ形式
アンケート対象者リスト	xlsx 形式
アンケート調査票	xlsx 形式
集計用個票データ	xlsx 形式
調査報告書	docx 形式、pdf 形式 ただし、集計表及び図表については、xlsx 形式も納品。

### 9 その他

- ・アンケート調査における各事業所の状況は、令和6年6月末日現在の情報とする。
- ・調査全般に関するアンケート対象者からの問い合わせは、県が対応するが、各調査項目の回答方法に関する問い合わせは原則として受託業者又は受託業者が用意する窓口が対応する。
- ・本業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- ・受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、県の指示に従わなければな

らない。

- ・本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、県と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、県は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。